

大分市産の
農林水産物等を
活用した取組を
支援します！

平成26年度 「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 募集要領

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した研究・商品開発、販路拡大を
応援します！

支援内容

研究開発支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化に繋げるための調査研究や試作品開発等を支援します。

商品化促進支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援します。

販売力強化支援事業

大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品（既存商品のブラッシュアップを含む。）の販路を新たに県内外へ拡大する取り組みを支援します。

平成25年度の実施事業

【研究開発支援事業】

- 大分市産のクロメを使用したタブレットの試作品開発
- 規格外ゴボウ(戸次産)の栄養分を強化したパウダーの試作品開発
- 大分市産にらのパウダーを活用した「にらまんじゅう」の試作研究

【商品化促進支援事業】 大分市産いちじくと大分市産生乳を使用したヨーグルトの加工品開発

【販売力強化支援事業】 大分市佐賀産鮮魚等を使用した加工品の都市部への販売促進

■申請締切 平成26年7月31日(木)(必着)

■提出・問合せ先

大分市商工農政部 産業振興課 地域産業育成担当班
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号(本庁舎9階)
TEL: 097-537-7025(直通) FAX: 097-533-6117
e-mail: sangyosinko2@city.oita.oita.jp
(提出書類は、郵送又は直接持参してください)

平成26年7月

大分市 商工農政部 産業振興課

「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金 募集要領

1 事業の目的

意欲のある農林漁業者や中小企業者等が行う新商品や新技術の開発及び販路拡大を支援することにより、本市農林水産物等の地域資源の活用を促進するとともに、地域経済の発展に資することを目的としています。

2 補助対象者

(1) 中小企業者

県内に事業所を有する事業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第1項に規定する者）

(2) 農林漁業者

県内に住所または事業所を有する農林漁業者（法第2条第2項に規定する者）

(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）

県内に事業所を有する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する者）

3 補助要件・内容

(1) 補助要件

- ①本市産の農林水産物等の地域資源を活用した取組であること
- ②成果が本市の産業振興に寄与するものであること
- ③商品化促進支援事業において開発された商品について、ラベル（表面または裏面）もしくはパッケージ等に、本市内産の地域資源を使用していることが分かるように表記すること。

例) 大分市産ニラ使用

佐賀県産くろめ使用 etc...

(2) 補助内容

事業区分	事業内容	補助率	補助限度額	備考
①研究開発支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品化に繋げるための調査研究や試作品開発等を支援します。	10/10以内	10万円	1 提案で左記の複数の事業を取組む場合、1提案につき100万円を補助限度額とします。
②商品化促進支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発を支援します。	1/2以内	100万円	
③販売力強化支援事業	大分市の農林水産物等の地域資源を活用した商品の販路を新たに県内外へ拡大する取り組みを支援します。	1/2以内	100万円	

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費及び内容

事業区分	補助対象経費	内容
研究開発 支援事業	研究開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、分析等委託費、外注加工費等
	謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	旅費	講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
	事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等、コンサルタント費等
	その他	上記以外で市長が認める経費
商品化促進 支援事業	商品開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、分析等委託費、外注加工費、産業財産権等取得費、デザイン費、マーケティング調査費等
	謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	旅費	講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
	事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資材購入費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等、コンサルタント費等
	その他	上記以外で市長が認める経費
販売力強化 支援事業	販売力強化費	マーケティング調査費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場設営費、販売委託費、産業財産権等取得費、デザイン費、サンプル作成費、改良費等
	謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	旅費	講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
	事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、通信運搬費、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等、コンサルタント費等
	その他	上記以外で市長が認める経費

(2) 証拠書類

本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類（領収書等）によって金額等が確認できるもののみとします。

(3) 留意事項

以下に掲げる経費については、補助金の交付の対象となる経費から除外します。

- ①機械装置等リース又はレンタルにかかる費用において、車両、パソコン等の汎用性があると認められる経費
- ②既存（本体）事業との区分が不可能な共通的経費
- ③消耗品で取得する物品等にかかる費用において、3万円を超える経費
- ④その他補助することが適当でないと認められる経費

5 補助対象期間

交付決定日から平成27年3月14日までとします。

6 審査の内容

有識者等で構成する「おおいたの幸」ブランド化支援事業選定委員会において審査を行います。

なお、審査は原則非公開とします。

(1) 審査方法

① 1次審査（書類審査）

提出された書類を選定委員が審査します。

② 2次審査（プレゼンテーション）

委員に対し、事業計画書に基づいて申請者によるプレゼンテーション（パワーポイント等使用可）を行っていただきます。

ただし、研究開発支援事業は2次審査（プレゼンテーション）を希望しない場合、省略することができます。

審査日時（8月中下旬を予定）は、1次審査通過者へ別途ご連絡します。

(2) 審査基準

以下の項目に従って総合的に審査します。

【研究開発支援事業】

- ①大分市産地域資源の活用度
- ②新規性・独自性
- ③事業計画の妥当性
- ④事業実施者の意欲
- ⑤事業実施体制の整然性

【商品化促進支援事業・販売力強化支援事業】

- ①大分市産地域資源の活用度
- ②新規性、独自性
- ③市場性
- ④事業計画の妥当性
- ⑤商品化後の販売戦略の妥当性
- ⑥生産者・地域への波及効果
- ⑦事業実施者の意欲や実施体制の整然性
- ⑧事業経費の妥当性

7 審査後の流れ

(1) 審査結果

審査終了後、申請者に審査結果を書面で通知します。

なお、採択された申請者は、補助金交付決定を受けた日から14日以内に以下の書類を提出してください。

- ・税の滞納がないことを証明するもの(県税納税証明書・市税完納証明書)

(2) 公表

採択された事業は、事業主体名、事業名、事業概要等を公表する場合があります。

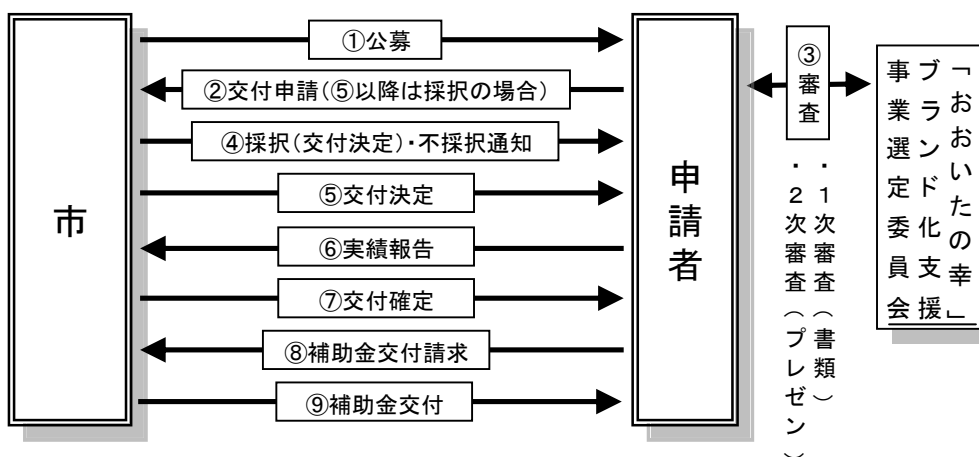
ただし、研究開発、新商品開発など外部に公表することが時期尚早なもの、望ましくないものについては、公表範囲を事前に協議し決定します。

(3) 採択後のスケジュール

①事業の実施は、補助金交付決定後となります。なお、**事前着工は認めません。**

②補助金は、**精算払い**となります。

8 事業のスキーム



9 提出書類

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(別紙1)
- ③収支予算書(別紙2)
- ④消費税課税事業者届出書(別紙3)
- ⑤誓約書
- ⑥市税の完納証明書

大分市ホームページ(URL: <http://www.city.oita.oita.jp/> トップページ)市組織
≫商工農政部≫産業振興課≫提供情報(産業振興課)より上記の書類一式をダウンロード
してください。

10 応募の方法

- (1) 郵送又は直接持参してください。
- (2) 提出後、電子データをメールにて大分市産業振興課あてに送付してください。

11 提出・問い合わせ先

大分市商工農政部 産業振興課 地域産業育成担当班

■住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎9階）

■TEL：097-537-7025（直通）

■FAX：097-533-6117

■e-mail：sangyosinko2@city.oita.oita.jp

■担当：末光、原

12 申請締切

平成26年7月31日（木）必着

13 注意事項

- (1) 必ず補助金交付要綱、実施要領をご覧のうえ、申請してください。
- (2) 申請や審査に係る費用は申請者の負担になります。
- (3) 提出された書類は返却しません。副本をご準備ください。
- (4) 申請する場合は、必ず事前に産業振興課までご連絡ください。